

改 正 前

第12次区画漁業権の漁場計画
区第1号～第26号 (略)
(新設)

改 正 後

第12次区画漁業権の漁場計画
区第1号～第26号 (略)

1	公示番号	区第27号
2	(1) 漁業種類	第1種 区画漁業
	(2) 漁業の名称	かき垂下式養殖業
	(3) 漁業の時期	1月1日から12月31日まで
	(4) 存続期間	免許の日から令和10年8月31日まで
	(5) 漁場の位置	富山県富山市地先
	(6) 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分13.0秒 東経137度16分22.0秒 イ 北緯36度46分07.0秒 東経137度16分19.0秒 ウ 北緯36度46分09.0秒 東経137度16分04.0秒 エ 北緯36度46分20.0秒 東経137度16分04.0秒
3	制限又は条件	なし
4	個別漁業権又は団体漁業権の別(団体漁業権であれば関係地区)	団体漁業権 富山県富山市岩瀬天神町

(新設)

区第28号
第1種 区画漁業
藻類養殖業
1月1日から12月31日まで
免許の日から令和10年8月31日まで
富山県富山市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域
ア 北緯36度46分13.0秒 東経137度16分22.0秒
イ 北緯36度46分07.0秒 東経137度16分19.0秒
ウ 北緯36度46分09.0秒 東経137度16分04.0秒
エ 北緯36度46分20.0秒 東経137度16分04.0秒
なし
団体漁業権 富山県富山市岩瀬天神町

(新設)

区第29号
第1種 区画漁業
かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで
免許の日から令和10年8月31日まで
富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域
ア 北緯36度46分19.0秒 東経137度08分22.3秒
イ 北緯36度46分18.5秒 東経137度08分24.0秒
ウ 北緯36度46分14.4秒 東経137度08分22.3秒
エ 北緯36度46分14.9秒 東経137度08分20.5秒
なし
団体漁業権 富山県射水市海老江

(新設)

区第30号
第1種 区画漁業
藻類養殖業
1月1日から12月31日まで
免許の日から令和10年8月31日まで
富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分19.0秒 東経137度08分22.3秒 イ 北緯36度46分18.5秒 東経137度08分24.0秒 ウ 北緯36度46分14.4秒 東経137度08分22.3秒 エ 北緯36度46分14.9秒 東経137度08分20.5秒
なし
団体漁業権 富山県射水市海老江

(新設)

区第31号
第1種 区画漁業
藻類養殖業
1月1日から12月31日まで
免許の日から令和10年8月31日まで
富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域
ア 北緯36度46分31.5秒 東経137度08分15.9秒 (測量標第64-3号から第14-2号の見透線を基準として 317度29分 96メートルの点)
イ 北緯36度46分29.3秒 東経137度08分23.5秒 (同 332度07分 291メートルの点)
ウ 北緯36度46分23.2秒 東経137度08分20.7秒 (同 8度45分 333メートルの点)
エ 北緯36度46分25.5秒 東経137度08分13.1秒 (同 40度43分 187メートルの点)
なし
団体漁業権 富山県射水市海老江

- 5 変更後の富山海区漁場計画の区第27号、区第28号、区第29号、区第30号及び区第31号に係る免許予定日

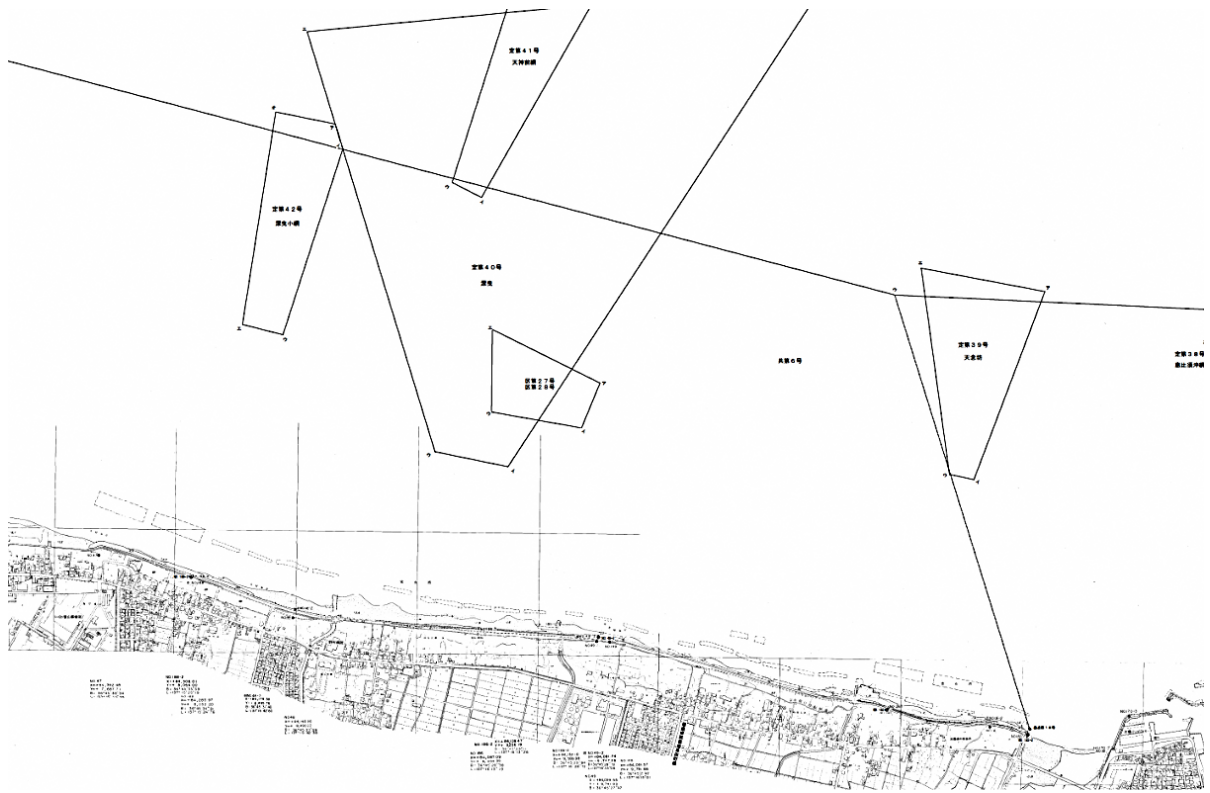
令和8年9月1日

- 6 5に係る免許申請期間

令和8年7月1日から同年7月31日まで

第2 富山海区漁業調整委員会の意見の概要及び意見の処理の結果
異議なしとの答申があったため、案のとおりに変更

第3 漁場図



区第27号及び区第28号



区第29号、区第30号及び区第31号

神通川	水源かん養保安林	629 52
	土砂流出防備保安林	508 90
	干害防備保安林	5 92
庄川	水源かん養保安林	279 47
	土砂流出防備保安林	1,024 80
城端地区	水源かん養保安林	150 52
	土砂流出防備保安林	50 30
小矢部	水源かん養保安林	374 14
	土砂流出防備保安林	48 74
氷見地区	水源かん養保安林	15 46
	土砂流出防備保安林	3 62
計	水源かん養保安林	2,794 43
	土砂流出防備保安林	4,221 42
	干害防備保安林	5 92
合計		7,021 77

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

令和8年6月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 小矢部都市計画道路

(名称) 3・5・10号 畠中松沢線

2 都市計画を変更する土地の区域

小矢部市桜町字雀谷

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年6月2日から令和8年6月15日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

小矢部市産業建設部都市建設課

富山県都市計画課ホームページ

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)